

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止の期間（2023年5月8日～）

分類	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	ラッサ熱	
	マールブルグ病	
	ペスト	
	ジフテリア	
	鳥インフルエンザ(H5N1)	
	重症急性呼吸器症候群(SARS)	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	痘そう	
	南米出血熱	
中東呼吸器症候群		
第2種	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	認めるまで
新型コロナウイルス	(有症状) 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※症状が軽快…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。 (無症状) 陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日を経過するまで	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	バラチフス	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	細菌性赤痢	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	溶連菌感染症	適正な抗菌製剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
	アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
	伝染性濃痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)
伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)	